

東浦町放置自動車廃物判定委員会議事録

日時 平成25年10月29日(火)

午前10時～10時43分

場所 役場合同委員会室(3F)

出席者	内田範夫 委員	稲生和幸 委員	長坂一利 委員
	久米清之 委員	小林幸子 委員	山崎正夫 委員
欠席者	なし		
東浦町	鈴木建設部長、井上土木課長(司会)、川上主幹、長坂主任、久米主査		
傍聴者	なし		

1 開会

挨拶 鈴木建設部長

2 委員長及び副委員長の選任について

委員長は久米清之委員、副委員長は長坂一利委員がそれぞれ推薦され、出席委員の全員一致で承認された。

3 議案

事務局より資料に基づき保管車両等の説明を行い、質疑の後「保管車両の廃物認定について」は、廃物として認定された。

質問及び意見

委員 常識的に言うともう動かないだろう。

委員 動かす努力をしてもそれだけの価値がない。外装の痛みもひどいようだ。

委員 24回も自宅を訪問をした、という報告がされているが、もっと早く処分できる方法は無いのか。

事務局 所有者の住所等がはっきりしていて、ただ単にその期間いなかっただけということもある。本当に生活実態がないということを確認するのに半年くらい必要と考え、半年経過したので生活の痕跡がないとして不明と解釈した。捨ててあるという判断をするためにナンバープレートがないということも一つの条件だし、本当に動かないということも必要なので、条例第10条第1

項第1号から第3号に該当しないと、皆さん方のいろんな意見を委員会で聞いて処分すべきだろうというルールである。

委員 結論からいけばこの車を車検をうけて乗るということは無理。

委員長 最終的には放置自動車として廃物とするということをここで決めればいいわけだが、他に意見は。よろしいか。では廃物としてよいとする。

4 その他

質問及び意見

委員 ここで所有者という言葉が使っているが、車検証の上では使用者ではないか。

委員 所有者が使用者と違えば、所有者が最終的に責任に応じるという話である。

事務局 今の件で、委員が言われたことも私ども研究させていただくが、資料1の1ページ、条例第2条定義の第5号所有者等というところで、「自動車の所有権、占有権若しくは使用权を現に有する者若しくは最後に有した者又は自動車を放置した者若しくは放置させた者をいう。」という形で、整理はされている。

5 閉会 (午前10時43分終了)